

フィリピン国家プライバシー委員会との 協力覚書の締結について

令和 8 年 5 月 20 日
個人情報保護委員会

1. 背景

グローバルな個人データの流通が増大する中、国境を越えた執行協力体制の構築のため、当委員会は、海外のデータ保護・プライバシー機関との協力関係の強化を図っているところ。

2. MOC の概要

この度、当委員会は、フィリピン国家プライバシー委員会（National Privacy Commission: NPC）との間で、執行協力に関する協力覚書（Memorandum of Cooperation: MOC）を締結することになった。この MOC は、我が国及びフィリピンの両機関が、個人データの保護に関する法令の執行において、相互に支援するため、特定の事案に関する情報交換を促進するほか、双方のプラクティスやガイダンスを含む法執行に有益な情報共有を推進するとともに、既存の両機関間の協力における取組を一層強化することを目的としている。MOC の本文は、別添のとおり。

3. MOC 締結の意義

MOC の締結は、締結する相手方組織の意向を踏まえつつ、我が国との経済的結び付きや、執行事例の情報共有を行うことによって得られるメリット等も勘案して検討を行っているところ。

フィリピン NPC からは、かねてより当委員会との MOC 締結の意向が示されており、断続的に協議を行ってきた。また、フィリピンは我が国との経済的な結び付きも強く、多くの日系企業がフィリピンに進出しており、今後、日系企業による更なるビジネス展開に伴い、我が国とフィリピンとの間で個人データの越境移転ニーズは高まっていくものと考えられる。

こうした情勢を踏まえると、当委員会がフィリピン NPC と MOC を締結することにより、個人データの漏えい等事案の調査に係る情報を提供する際に必要となる条件や手続が明確となり、個別の執行事案についての情報交換が円滑に行われるなど、必要な時に必要な協力を確実に得るための実効性のある関係を構築することができ、我が国及びフィリピンの両機関の協力関係の一層の強化につながることが期待される。

4. 署名の段取り

本年 6 月 1 日、来日中のフィリピン NPC Johann Carlos S. Barcena 委員との間で、MOC の署名を実施する方向で調整中。

(1) 署名予定日 令和 8 年 6 月 1 日

(2) 署名者

・ 日本 (PPC) : 手塚委員長

・ フィリピン (NPC) : Johann Carlos S. Barcena 委員

以上